



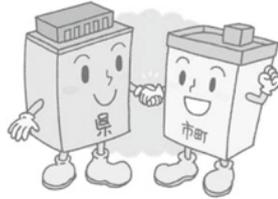
一部

# 4月から国保制度が変わります

 保険年金課  
☎2147

## 栃木県も市町とともに国保の運営を担います

- 県は財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。
- 市町は引き続き、資格確認や保険税の決定、収納、保健事業などを担います。



## 届出や保険税の納付などはこれまでどおりです

- 財政運営の仕組みは大きく変わりますが、皆さんの医療の受け方は変わりません。保険税の支払いや、各種申請、届け出なども、これまでどおり市の担当窓口です。



3月5日から原則個人番号(マイナンバー)が必要になりました。持ち物 個人番号カード(顔写真付き)またはマイナンバー通知書と本人確認できるもの(代理の場合は代理人の本人確認できるもの)

※年金手帳での手続きも可能です。詳しくは同課にお問い合わせください。

対象 国民年金保険料の納付が困難な学生で、新しく学生になった方、前年度申請しなかった方、在学する学校が変わった方、日本年金機構からはがき様式の申請書が届いていない方

内容 国民年金保険料の納付が猶予(先送り)される制度

申請方法 同課(本庁舎1階・窓口15番)または各公民館(織姫・助戸を除く)で申請

### 国民年金関係の手続きは原則マイナンバーに

保険年金課・☎2148

### 国民年金保険料の学生納付特例制度

保険年金課・☎2148

## 8月から被保険者証の様式が変わります

- 70歳以上75歳未満の方は被保険者証と高齢受給者証が一体化されます。
- 年齢に関係なく被保険者証の有効期限は7月31日です。



## 高額療養費の多数回該当が県内で通算されます

- 過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度(多数回該当)で、4月診療分以降は県内の転居後も同じ世帯であることが認められたときは、転居前の支給回数が通算されます。

| 例    | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|------|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| これまで | 1回 | 2回 | 3回 | 1回 | 2回  | 3回  | 4回  |
| 4月から | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回  | 6回  | 7回  |

県内転居 |-----| ここから該当

## 体力・スポーツ意識調査結果

市民スポーツ課・☎2232

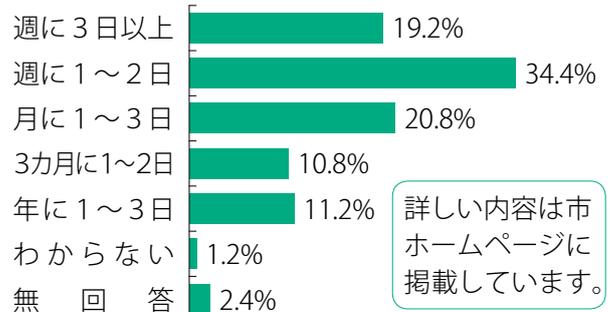
無作為抽出の市民1,500人に郵送調査を行い523人(34.8%)から回答いただきました。

### 自身の健康状態は？

『大いに健康』『まあ健康』と回答した人が全体の約8割でした。

### 運動・スポーツを行った頻度は？

※「1年間に運動を行った」と答えた250人の回答。



調査の結果は、今後の『市民ひとり1スポーツ』の推進や『生涯スポーツ社会』の実現に役立てていきます。ご協力ありがとうございました。

# 4月から医療保険の健康増進サービスも変わります



## 国民健康保険加入者

☎保険年金課 国民健康保険担当・☎202147

## 後期高齢者医療加入者

☎保険年金課 高齢者医療担当・☎202184

### 新規 健康管理で金券プレゼント 国保けんしん応援事業

**対象** 市の国民健康保険の特定健診対象者(40~74歳)で保険税に滞納のない方

**条件** 下記の計4つの健(検)診を受診  
●必ず受ける健(検)診の2つ  
特定健康診査、歯周疾患検診

+

●市のがん検診のうち2つ  
胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん

**内容** 足利市金券 輝きチケット 2,000円分

**申請方法** 条件を満たした対象者には約2カ月後に市から通知するので、その後、電話で同課  
※人間ドックは除きます。  
※詳しくは特定健診受診券発送時にご案内します。

### 変更 対象医療機関と補助額を変更 人間ドック・脳ドック補助

**対象** 市の国民健康保険または後期高齢者医療に加入していて保険税、保険料に滞納のない方

**申込** 事前に医療機関に予約のうえ、電話で同課

| 変更内容                 |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| 医療機関                 | 補助金額                        |
| 3月まで<br>市が指定する医療機関のみ | 検診費用(税抜)の概ね2/3<br>上限42,000円 |

|      |                |                                      |
|------|----------------|--------------------------------------|
| 4月から | 市が指定する医療機関     | 検診費用(税抜)の概ね1/2<br>上限30,000円          |
|      | 市指定外医療機関(市外も可) | 上限10,000円<br>検診費用が10,000円に満たない場合はその額 |

### 新規 バス旅で路線バス乗車券を健幸外出応援事業 けんこう

**対象** 市の後期高齢者医療に加入していて保険料に滞納のない方

**条件** 市が実施するスマートウェルネス事業『あしかが路線バスの旅』(24ページ参照)に参加

**内容** 年1回、路線バス乗車券 1,000円分

**申請方法** 『あしかが路線バスの旅実施報告書』を元気高齢課(本庁舎1階)へ提出のうえ、保険年金課に申請



※従来どおり、人間ドックか脳ドックのどちらかを年1回。補助金額は1千円未満切り捨て。

### 廃止 四万温泉 渡良瀬ゴルフ場

利用補助事業 新規事業開始に伴い、両事業は3月をもって終了しました。

## マイナンバーカード 作りませんか?

市民課・☎202145

公的身分証になったり、コンビニエンスストアで証明書の取得ができたりと、メリットがあります。ぜひ、ご申請ください。



※毎年申請が必要です。  
持ち物 個人番号カードまたは年金手帳、学生証(両面をコピー)または在学証明書、印鑑  
会社などを退職して学生になった場合は雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証、代理人が申請するときは代理人の運転免許証か健康保険証  
▼前年度承認され、引き続き同じ学校に在学している方は:日本年金機構から郵送されたはがき様式の申請書に必要事項を記入して投函  
※このほか学生を除く50歳未満の方を対象とした納付猶予などの免除制度もあります。  
※詳しくは同課または市ホームページでご確認ください。